

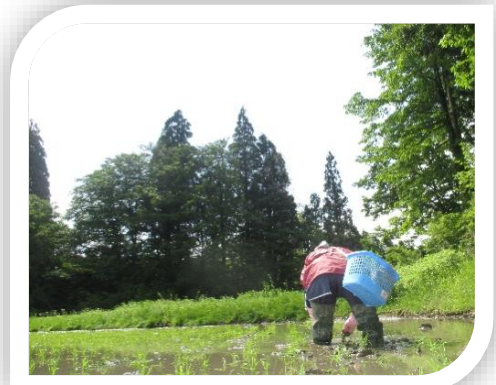
令和元年度版

「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」

十日町市の環境

～ 環境にやさしく自然と調和するまち ～

《平成 30 年度の環境関係の取組》



十日町市
環境エネルギー部 環境衛生課

目 次

第1章	十日町市の概要	1
1	位置・地勢・気象	1
2	人口・世帯数	2
3	産業・交通	2
第2章	十日町市の環境の現状	3
1	自然環境の現状	3
(1)	動植物	3
(2)	自然公園	4
(3)	自然環境保全地域等	4
(4)	棚田	4
(5)	名水	5
(6)	指定文化財(名勝・天然記念物)	5
(7)	鳥獣保護区・休猟区	7
2	環境保全の現状	7
(1)	大気環境 ア ダイオキシン	7
(2)	地盤環境 ア 地盤沈下	7
	イ 土壌汚染	8
	ウ 地下水汚染	8
(3)	水環境 ア 河川の水質	10
	イ 生活排水(下水道)	16
	ウ 生活排水(し尿)	17
	エ 川西有機センターの排水	17
(4)	騒音・振動 ア 環境騒音調査	18
	イ 特定施設と特定建設作業の届出	20
	A 騒音・振動に関する特定施設数	20
	B 特定建設作業届出数	20
(5)	悪臭 ア 養豚舎の排水・臭気	21
	イ 川西有機センターの臭気	23
(6)	放射性物質(放射能)	23
(7)	公害苦情件数	24
3	廃棄物の現状	25
(1)	廃棄物処理施設 ア ごみ焼却施設	25
	イ 最終処分施設	25
	ウ し尿処理施設	25
(2)	ごみの排出量	25
(3)	資源ごみの分別収集	26
(4)	ごみ処理手数料	26
(5)	古着回収事業	27
(6)	小型家電品回収事業	27

第3章	環境保全のための施策等	28
1	総合的施策	28
(1)	十日町市住みよい環境づくり条例	28
(2)	第二次十日町市環境基本計画	28
(3)	十日町市住みよい環境づくり審議会	28
(4)	十日町市民環境会議	28
(5)	十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員	28
(6)	十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)	29
(7)	十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	29
(8)	再生可能エネルギー活用設備の普及	29
(9)	エコポイント事業	31
(10)	環境保全協定	31
(11)	新潟県環境保全資金貸付制度	32
2	環境美化	32
(1)	環境美化運動	32
(2)	環境パトロール	33
(3)	ごみ集積庫設置補助事業	33
(4)	消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業	33
3	ごみ減量とリサイクル	34
(1)	廃食用油回収事業	34
(2)	生ごみの堆肥化	34
4	環境保全啓発	34
(1)	環境フェアの開催	34
(2)	環境講演会の開催	35
(3)	「森の学校」キョロロ	35
5	地球温暖化対策	36
(1)	啓発活動	36
(2)	市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)	36
(3)	次世代自動車充電インフラ整備	36
(4)	二酸化炭素(CO2)排出削減事業	37
6	当間高原リゾート環境監視委員会	38
(1)	当間高原リゾート環境監視委員会	38
(2)	環境監視委員会による水質検査結果	38
第4章	動物の保護と管理	39
1	犬の登録及び狂犬病予防注射	39
2	動物とのふれあい事業	39
3	有害鳥獣の捕獲許可	39
(資料編)		別添

第1章 十日町市の概要

1 位置・地勢・気象

当市は、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生しました。

市当は、新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、長岡市、柏崎市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しています。

東京からは約200km、新潟市からは約100kmの地点にあり、市域の東西は31.4km、南北は41.1km、面積は590.39km²となっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田やブナ林などにより美しい農山村の景観が広がっています。最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっています。

気候は日本海型気候区分に属し、四季折々に季節感あふれる態様を示しています。毎年の平均積雪は2mを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。一年の3分の1以上が降積雪期間となり、この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動に大きく影響しています。

表1-1 市の位置・広ぼう・面積

位置(市中心部)		広ぼう		面 積
東 経	北 緯	東 西	南 北	
138 度 52 分 28 秒	37 度 8 分 24 秒	31.4km	41.1km	590.39 平方 km

表1-2 過去5年間の年別気象状況（※最大積雪深及び降雪深累計は前年11月～4月）

年	気 温(℃)			年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)	降雪深累計 (cm)
	最高	最低	平均			
H26 年	36.2	-9.9	11.8	2,934.50	183	1,005
H27 年	36.8	-7.3	12.2	2,334.50	297	1,341
H28 年	34.7	-8.0	12.7	2,282.50	112	636
H29 年	34.5	-9.0	11.6	2,813.00	191	918
H30 年	36.7	-6.6	12.7	2,388.00	148	761

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所十日町試験地

2 人口・世帯数

平成 27 年の国勢調査による本市の総人口は 54,917 人となっており、年々減少が続いています。

平成 27 年現在の高齢化率は 36.0%と、県平均や近隣の市より少子高齢化が進んでいる傾向にあります。

表1－3 国勢調査による人口の推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	65,033	62,058	58,911	54,917
男	31,769	30,174	28,604	26,642
女	33,264	31,884	30,307	28,275
十日町地域	43,002	41,308	39,884	37,740
川 西 地 域	8,185	7,756	7,220	6,581
中 里 地 域	6,422	6,187	5,692	5,199
松 代 地 域	4,240	3,923	3,573	3,224
松之山地域	3,184	2,884	2,542	2,173
世 帯 数	19,348	19,207	18,983	18,598

3 産業・交通

産業人口は減少し続け、特に第1次産業と第2次産業の従事者が大きく減少しています。また、農家数は全体的に減少傾向にありますが、平成 22 年までは専業農家が増加していたものの、平成 27 年には減少に転じています。工業は、事業所数は下げ止まり、製造品出荷額については近年増加傾向にあります。商業は事業所数及び従業員数ともに減少し続けており、平成 26 年には年間商品販売額が 1,000 億円を下回りました。

当市の基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足、販売単価の低迷などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。一方、きもの産業は、需要の低迷等により生産額・販売額は減少しているものの、総合加工部門においては全国のトップシェアを占めています。資料 第二次十日町市環境基本計画より

交通網は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号・253 号・353 号・405 号が走っています。

さらに、国道 117 号と JR 飯山線を横断するように、第 3 セクター鉄道のほくほく線が走っています。

市内の路線バスは民営と市営で運行されていますが、利用者は減少しています。

第2章 十日町市の環境の現状

1 自然環境の現状

(1) 動植物

当市の希少種としては、牛池に生息するオゼイトトンボや信濃川河川敷に生息する蝶類のミヤマシジミ、川西地域のクロメダカ・アカハライモリ・クロサンショウウオなどが挙げられます。

当間山周辺は、トウホクサンショウウオの貴重な生息地であり、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地にもなっています。また、カモシカやツキノワグマなどの野生動物が数多く生息しています。

池沼では、シナイモツゴ(テッチョ)がかつてはどこにでも生息していましたが、オオクチバスやブルーギルなど外来種の無秩序な放流により、大池や珠田貯水池では絶滅しました。

鳥類では、魚沼丘陵にイヌワシ・クマタカが生息していますが、繁殖が難しくなっています。

当市の植生としては、ブナ林伐採後に成立した二次林が最も広い分布となっており、次いで、杉の造林地、水田、畑地となっています。

地域別にみると、信濃川周辺にニセアカシア・ヤナギ林が存在し、山地では、二次林・スギの造林地・水田の順で分布が多くなっており、当間山周辺はブナ林が多くなっています。山麓部は、スギ造林地・二次林・畑地であり、河岸段丘面から信濃川に至る平坦地は水田・畑地・住宅地となっています。

表2-1 貴重な植物群落(特定植物群落)の状況

地域	件 名	集約群落名	選定基準	相観区分
川 西	長安寺のブナ林	チシマザサ-ブナ群集	自然林, 郷土景観, 貴重な個体群	冷温帯夏緑 広葉高木林
中 里	見倉のトチノキ林	ジュウモンジシダーサワグルミ 群集(カツラ林を含む)	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の オオシラビソ林	シラビソ-トウヒ群団	自然林	亜寒帯常緑 針葉高木林
	苗場山小松原の ブナ林	チシマザサ-ブナ群集	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の 湿原植物群落	ツルコケモ-ミズゴケクラス (高層湿原) ヌマガヤオーダー(中間湿原)	特殊立地	湿地植生
松之山	関田山脈のブナ林	チシマザサ-ブナ群集	自然林, 分布限界	冷温帯夏緑 広葉高木林

資料 環境省 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査(H9・H10)※より

※特定植物群落調査: 日本の多様な植物群落の中から、地域の代表的、典型的な群落や希少な群落などを選定し、分布や生育状況及び変化の状況を把握することを目的とした調査です。

(2) 自然公園

県内には 20 自然公園(国立 5、国定 2、県立 13)があり、そのうち当市は、2 箇所該当します。

表2-2 自然公園

公 園 名	区 域	全体面積	概 要
上信越高原国立公園	十日町市(中里)、湯沢町、南魚沼市、津南町	148,072ha	長野、新潟、群馬の3県にまたがる広大な山岳と高原の公園
直峰松之山大池県立自然公園	十日町市(松之山)、上越市	2,066ha	松之山温泉から大巖寺高原、菖蒲高原を経て菱ヶ岳に至る地区、上越市安塚区の直峰城山、上越市頸城区の頸城大池の3地区にわたっています。

(3) 自然環境保全地域等

県は、優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県条例に基づき「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」を指定しており、当市は2箇所該当します。

表2-3 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積(ha)	指定年月日
小松原	倉俣(中里)	亜高山性植生及び湿原	306.24	S51.12.28
※長安寺	上野(川西)	樹林(ブナ林)	5.28	S62.3.27

注)※印は緑地環境保全地域

(4) 棚田

当市は、美しい里山・棚田が多く、特に棚田については、30 地区が、新潟県の棚田のある風景の認定を受けています。その中でも松之山地域の「狐塚の棚田」は、農林水産省の日本の棚田百選にも選ばれています。

表2-4 新潟県 棚田のある風景の認定状況

名 称	所 在 地	面積(ha)	勾配	備 考
屋敷田	中条丁字屋敷田(十日町)	15.0	1/10	生態系保全、地域交流
神水	戊字神水(十日町)	12.0	1/12	都市交流、伝統・文化の維持保全
田毎の月	新座乙字三ツ山(十日町)	15.0	1/11	歳時記としての景観
倉下	大白倉字長坂(川西)	4.0	1/15	生態系の保全、景観美
舟ノ木	藤沢字舟ノ木(川西)	8.0	1/10	生態系の保全、景観美
東田尻	田沢字湯の沢(中里)	19.2	1/3	周辺地域を含んだ景観美
ナギ	田沢字中越(中里)	5.8	1/6	生態系の保全、歳時記としての景観

桐の木平	田沢字のけま(中里)	6.4	1/5	景観美、都市との交流
大原・小原	倉俣字大原(中里)	19.0	1/12	周辺地域を含んだ景観美
幸ノ神	田代字幸神(中里)	7.8	1/4	伝統・文化の維持保全
星峠	峠字香の原他(松代)	30.0	1/10	生態系保全、景観
儀明	儀明字大久保(松代)	5.0	1/8	周辺地域を含んだ景観美
室野	室野字安入堂(松代)	12.0	1/7	生態系の保全
福島	福島字蒲間田(松代)	2.1	1/25	都市部との交流
蒲生	蒲生字トロノキ(松代)	3.5	1/10	生態系の保全
仙納	仙納字ヌケ(松代)	3.8	1/6	生態系の保全
田野倉	田野倉字大堀田(松代)	10.0	1/12	生態系の保全
蓬平	蓬平字抜ノ下(松代)	2.5	1/10	生態系の保全
城山麓	松代字馬場塚(松代)	2.5	1/10	景観、都市交流
清水	清水字日カゲ(松代)	2.0	1/6	生態系保全、景観
苧島	苧島字臼切(松代)	1.3	1/10	生態系保全、景観
松代下山	松代下山字下山(松代)	1.1	1/18	生態系保全、景観
湯山ふるさと	湯山(松之山)	1.5	1/8	都市との交流
留守原	天水島(松之山)	2.1	1/5	棚田の景観
白山	天水島字白山(松之山)	2.4	1/4	棚田の景観
狐塚	天水越(松之山)	19.0	1/6	棚田の景観、棚田百選
シンノク	天水越字シンノク(松之山)	3.5	1/7	棚田の景観
千枚田	松之山字格子原(松之山)	10.0	1/10	棚田の景観
水梨	水梨字下天替(松之山)	6.2	1/9	棚田の景観
川入	浦田字天狗倉(松之山)	1.1	1/6	棚田の景観

(5)名水

当市には、県の名水として昭和 60 年度に選定された「深山の清水」、平成 22 年度に選定された「柳清水」と「庚清水」及び平成 26 年度に選定された「実昇清水」、平成 30 年度に選定された「中手の松苧清水」の 5 名水があります。

(6)指定文化財(名勝・天然記念物)

国宝文化財として笹山遺跡出土深鉢形土器が多く出土しておりますが、その他に当市の指定文化財のうち、名勝・天然記念物は、国指定が 3 件、県指定が 3 件、市指定が 30 件です。

表2-5 指定文化財(名勝・天然記念物)

名 称	所在地	指定	種 別
田代の七ツ釜	田代(中里)	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出(中里)	〃	〃
カモシカ		〃	特別天然記念物
小貫諏訪社の大スギ	小貫(十日町)	県	天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷(川西)	〃	〃
角間のねじりスギ	角間(中里)	〃	〃
積翠荘	吉田山谷(十日町)	市	名勝
岩見堂	浦田(松之山)	〃	〃
中手の黒滝	中手(十日町)	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	上野(川西)	〃	天然記念物
海老の牛池	海老(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢(松代)	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代(松代)	〃	〃
寺田の大カエデ	寺田(松代)	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿(十日町)	〃	〃
高竈神社社叢	背戸(十日町)	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代(松代)	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野(松代)	〃	〃
室野松茸神社の大スギ	室野(松代)	〃	〃
小谷の大ケヤキ	小谷(松之山)	〃	〃
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸(松之山)	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越(松之山)	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又(十日町)	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又(十日町)	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢(松代)	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢(川西)	〃	〃
田戸十二社の二本スギ	田戸(川西)	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉(川西)	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島(中里)	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢(中里)	〃	〃
重地の大池	重地(中里)	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島(十日町)	〃	〃
名ケ山の鶴沼池	名ケ山(十日町)	〃	〃

(7) 鳥獣保護区・休猟区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために設定された 4 か所の鳥獣保護区と、3 年間狩猟を休止し、鳥獣の増殖を図る 1 か所の休猟区があります。

表2-6 鳥獣保護区・休猟区

区 名 (区分)	位置又は区域	面積(ha)	在 続 期 間
清津峡鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	1,467	H22.11.1～R12.10.31
苗場山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	4,188	〃
伊達原鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	十日町地域	940	H26.11.1～R6.10.31
松之山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	松之山地域	1,530	〃
中里中部休猟区	中里地域	1,108	H30.10.15～R3.10.14

2 環境保全の現状

(1) 大気環境

ア ダイオキシン

一般廃棄物焼却場ではダイオキシン類濃度測定を行っています。排ガス、飛灰及び焼却灰はいずれも基準値を下回っています。

飛灰は薬剤処理し、「霧谷管理型処分場」で埋立て処分をしています。

表2-7 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果 (カッコ内は前年度の数値)

測定日	排ガス (ng-TEQ/m³)		飛 灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	基準値	備 考
	1 号炉	2 号炉	1・2 号炉	1・2 号炉		
9月 5 日 (9月 7 日)	0.07100 (0.02100)	0.01100 (0.00200)	0.98000 (0.8000)	0.00400 (0.00050)	恒久対策基準値 ・排ガス濃度 5 ・飛灰・焼却灰 3	平成 14 年 12 月 1 日か ら適用

測定検査機関:(財)上越環境科学センター

また、市内にある産業廃棄物焼却施設(1 施設 2 炉)においても、ダイオキシン類濃度は基準値を下回っています。

なお、一般家庭や事業所の野焼きの苦情が多く寄せられています。

(2) 地盤環境

ア 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ上げにより、主として粘土層が収縮することで起きる現象です。

当市は、一般家庭の消雪用井戸が 1,000 本以上、消雪パイプ用の深井戸が 433 本(国・県道 187、市道 246)あり、地盤沈下が懸念されることから、「十日町市地下水利用適正化に関する条例」に基づき十日町地域と川西地域の市街地で地下水の採取を規制しています。

イ 土壌汚染

平成 15 年 2 月に、土壌汚染の状況の把握及び指定区域の指定、汚染土壌による健康被害防止に関する措置等を内容とする土壌汚染対策法が施行されました。同法に基づき、市内で県から指定区域に指定された所はありません。

法の制定後、土壌汚染に対する関心が高まり、様々な課題が明らかになったため、これらを解決するため同法の改正が行われ、平成 22 年 4 月に施行されました。その後、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成 29 年 5 月に同法の一部を改正する法律が公布され、第 1 段階が平成 30 年 4 月に、第 2 段階が翌年 4 月に施行されました。

ウ 地下水汚染

昭和 60 年代に、全国的にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題になり、当市でも昭和 60 年から地下水の調査を開始しました。

十日町地域では毎年 15 地点を調査し、平成 30 年度は明石町においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。(稲荷町 3 本通りは、採水できず未実施)

また、南魚沼環境センターが、川西地域の中屋敷地内において、地下水の定期モニタリング調査を行っています。この地点ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

テトラクロロエチレンなどの有機塩素系物質は、ドライクリーニング用洗浄剤や機械部品等の脱脂洗浄剤として広く用いられており、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つに挙げられています。環境基準を超過した地点については、飲用に供しないよう指導を行っています。

表 2-8 地下水汚染測定 (アンダーラインは基準値超過地点、カッコ内は前年度の数值)

《十日町地域》

(測定日:平成 31 年 2 月 21 日 天気:雨)

測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
袋 町 東	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 田 町 1	0.005 (0.005)	0.008 (<u>0.011</u>)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 西 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
田中町本通り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
稲荷町 3 本通り	— (0.001 未満)	— (0.001 未満)	— (0.10 未満)
寿 町 2	0.001 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.002)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 1 下	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
泉 町	0.001 未満 (0.002)	0.001 未満 (0.002)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 山 第 4	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
明 石 町	0.001 未満 (0.001 未満)	<u>0.014</u> (<u>0.013</u>)	0.10 未満 (0.10 未満)

《川西地域》



(3) 水環境

ア 河川の水質

毎年、市内を流れる中小の 22 河川について、水質汚濁状況を測定しています。アンダーラインは指標としている基準値を超過したものです。(カッコ内は前年度の数値)

また、国は信濃川の水質汚濁状況を測定しています。

表2-9 中小河川水質測定結果 (数値は2回計測の平均値)

《十日町地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (1,000MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
羽 根 川 (新羽根川橋)	A 準用	7/18 9/12	7.5 (7.4)	0.7 (0.4)	8.5 (3.5)	<u>9,200</u> (1,240)
川 治 川 (塚原橋)	A 準用	〃 〃	7.6 (7.5)	0.7 (0.5)	2.0 (4.0)	<u>17,950</u> (1,700)
中 沢 川 (逢坂橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.2)	0.9 (0.6)	4.0 (5.0)	<u>20,500</u> (18,650)
田 川 (西田川橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.2)	0.7 (0.7)	1.0 (26.5)	<u>7,850</u> (2,350)
上大井田川 (上大井田橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.2)	1.5 (0.5)	3.0 (6.5)	<u>81,350</u> (4,650)
下大井田川 (国道 117 号)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.1)	0.6 (0.4)	4.0 (5.5)	<u>19,650</u> (6,650)
晒 川 (池沢橋)	A 準用	〃 〃	8.1 (7.4)	0.7 (0.7)	2.0 (2.5)	<u>5,890</u> (2,300)
中 海 川 (中海川橋)	A 準用	〃 〃	6.5 (-)	0.9 (-)	2.0 (-)	<u>81,000</u> (-)

《川西地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (1,000MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
貝 喰 川 (貝喰川橋上)	A 準用	7/26 9/19	6.6 (6.6)	<u>4.1</u> (<u>2.7</u>)	<u>79.5</u> (<u>77.5</u>)	<u>7,950</u> (<u>28,650</u>)
木 島 川 (中継ポンプ場)	A 準用	〃 〃	6.9 (8.1)	<u>4.9</u> (<u>4.5</u>)	<u>26.0</u> (<u>93.0</u>)	<u>90,700</u> (<u>91,150</u>)
小 海 川 (小海川橋)	A 準用	〃 〃	7.4 (7.2)	0.9 (1.4)	5.0 (<u>39.5</u>)	<u>14,700</u> (<u>12,700</u>)
中沢川(下) (木落橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.9)	<u>2.3</u> (<u>4.9</u>)	<u>26.5</u> (23.5)	<u>49,950</u> (<u>90,700</u>)
北 沢 川 (橋 橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.0)	0.6 (0.8)	4.0 (7.0)	<u>7,850</u> (<u>47,200</u>)
鴻 島 川 (根深橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.1)	<u>5.0</u> (<u>3.0</u>)	6.0 (14.0)	<u>12,350</u> (<u>90,650</u>)
渋 海 川 (仙田橋)	A 準用	〃 〃	7.4 (7.4)	0.5 (1.0)	3.0 (39.0)	<u>1,500</u> (<u>81,650</u>)

《中里地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (1,000MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
大 門 川 (飯山線踏切)	A 準用	7/23 10/9	6.6 (6.6)	0.5 (0.3)	6.0 (9.5)	<u>14,850</u> (<u>3,500</u>)
七 川 (小原橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.8)	1.2 (0.5)	5.0 (4.0)	<u>3,100</u> (<u>1,545</u>)
堀 之 川 (堀之川橋)	A 準用	〃 〃	6.7 (6.8)	1.1 (0.5)	3.5 (3.5)	<u>7,350</u> (<u>1,300</u>)
山ノ根川 (田中公民館)	A 準用	〃 〃	6.8 (7.0)	1.0 (0.6)	2.5 (3.0)	<u>3,400</u> (<u>1,200</u>)
稲 荷 川 (稻荷川橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.8)	0.8 (0.5)	2.0 (2.5)	<u>1,200</u> (890)
釜 川 (釜川橋)	A 準用	〃 〃	6.6 (6.9)	1.0 (0.3)	0.3 (1.0)	290 (175)

《松代地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (1,000MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
渋 海 川 (前島橋)	A 準用	7/3 10/16	7.3 (7.2)	1.8 (0.4)	4.0 (3.0)	<u>9,750</u> (9,550)
鯖 石 川 (荻平橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.3)	1.6 (0.3)	2.5 (3.0)	<u>1,005</u> (10,100)

《松之山地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (1,000MPN/100mL)
環境基準値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	1,000 以下
渋 海 川 (西之前橋)	A 準用	7/3 10/16	7.3 (7.3)	1.1 (0.4)	3.0 (4.5)	<u>4,830</u> (1,445)
越 道 川 (旧松口橋)	A 準用	〃 〃	7.9 (7.6)	1.3 (0.4)	2.5 (4.0)	<u>3,500</u> (2,400)

＜調査項目の解説＞

環境基準値

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準の値。

A 類型

中小河川には水質の環境基準は適用されませんが、当市では指標として A 類型を準用しています。A 類型とは、環境基本法に定める生活環境の保全に関する環境基準の河川の類型で、利用目的の適応性は、水道 2 級、水産 1 級以下に該当します。

pH(水素イオン濃度)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示すものです。中性は「7」。これより数値が高いとアルカリ性(最高 14)、数値が低いと酸性(最低 0)です。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)がバクテリアによって分解されるときに必要な酸素量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

SS(浮遊物質)

水中に浮遊する物質の量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

大腸菌群数

大腸菌は私たちの腸内にも生息するもので、それ自体は有害なものではありませんが、大腸菌が多数存在する場合は、排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性があります。

表2-10 信濃川(十日町橋)の水質経年変化

(単位:mg/ℓ)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
DO	11	11	11	11	11
SS	15	22	20	100	15
BOD	1.0	1.3	1.5	2.0	1.1

※類型指定はA類型(基準値は 7.5mg/ℓ以上)、新潟県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」より

※H30 は 12 月以降発表予定

<調査項目の解説>

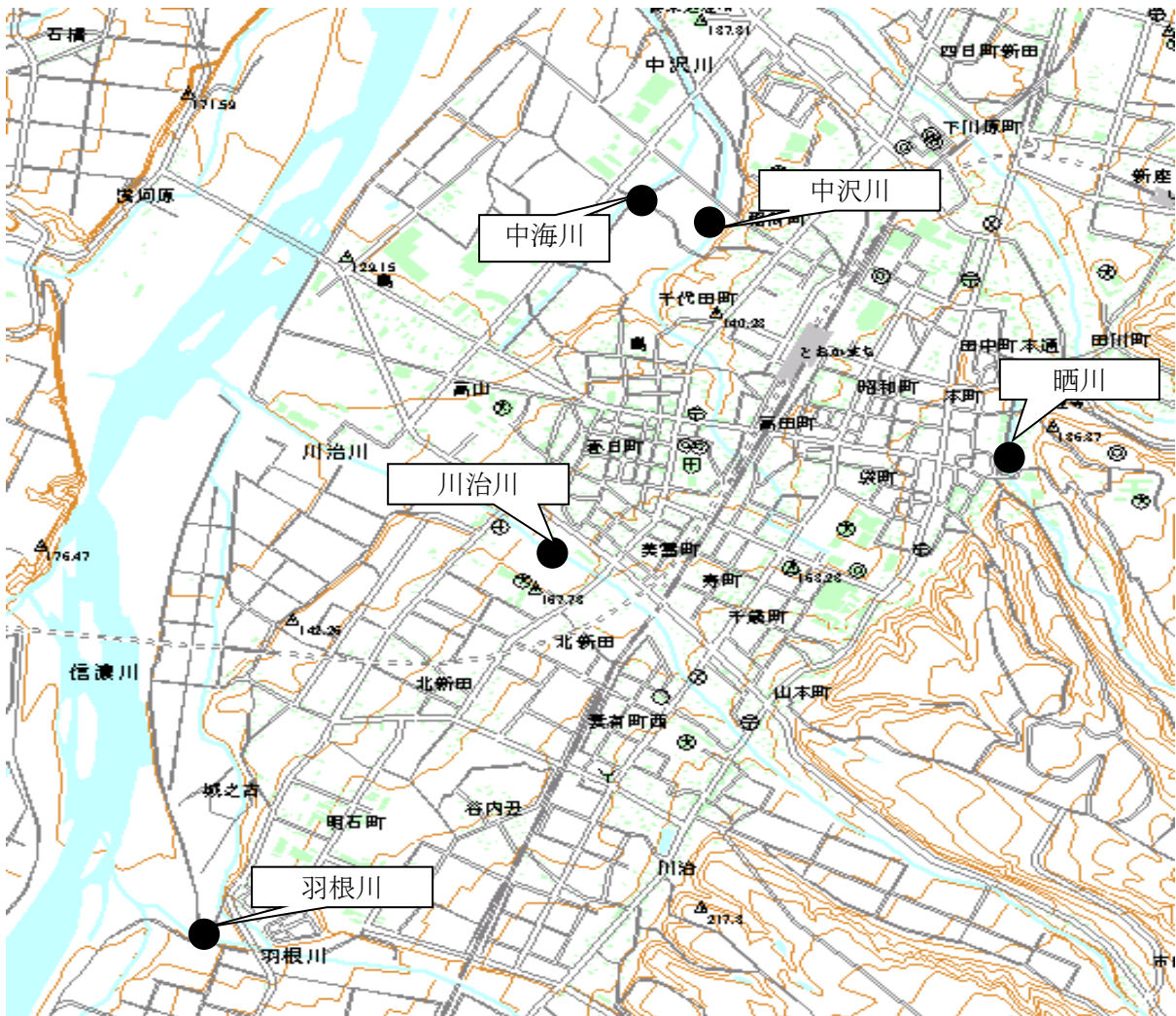
DO(溶存酸素量)

水に溶けている酸素のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないこととなります。鯉などは 2mg/ℓ～3mg/ℓでも生息できますが、普通の魚の生息には 5mg/ℓが必要です。

中 小 河 川 採 水 箇 所

<<十日町地域>>

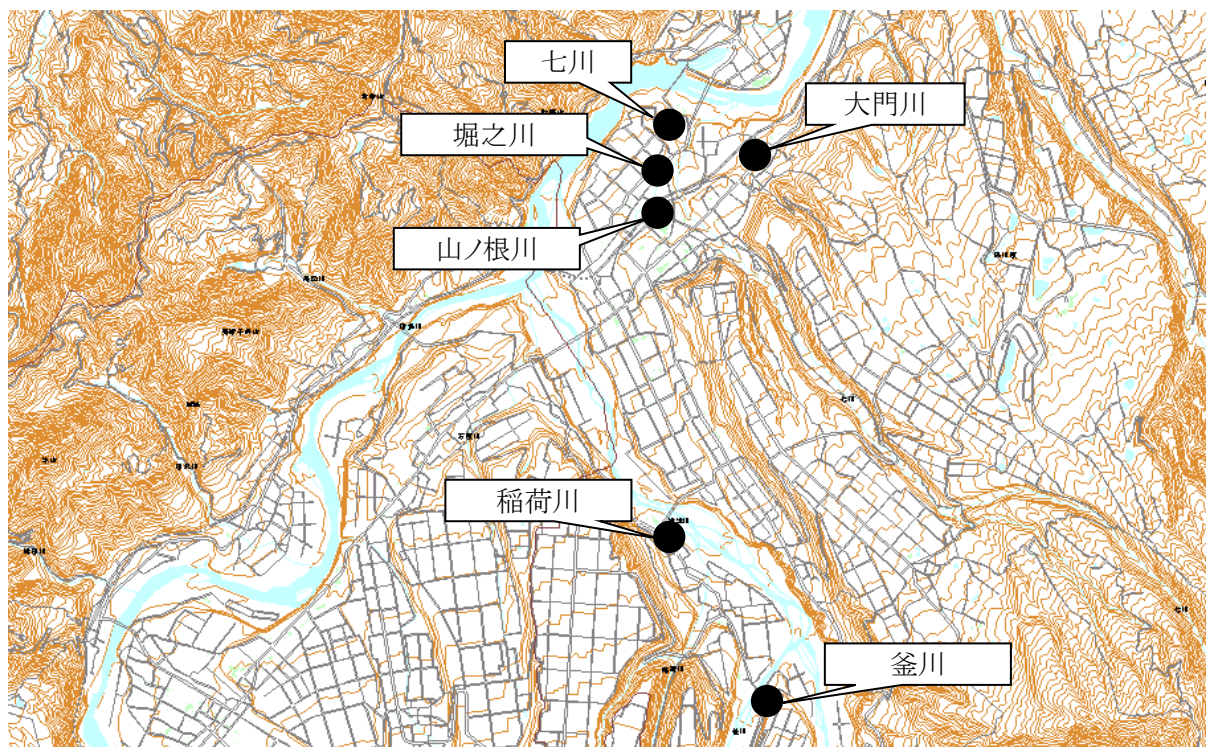




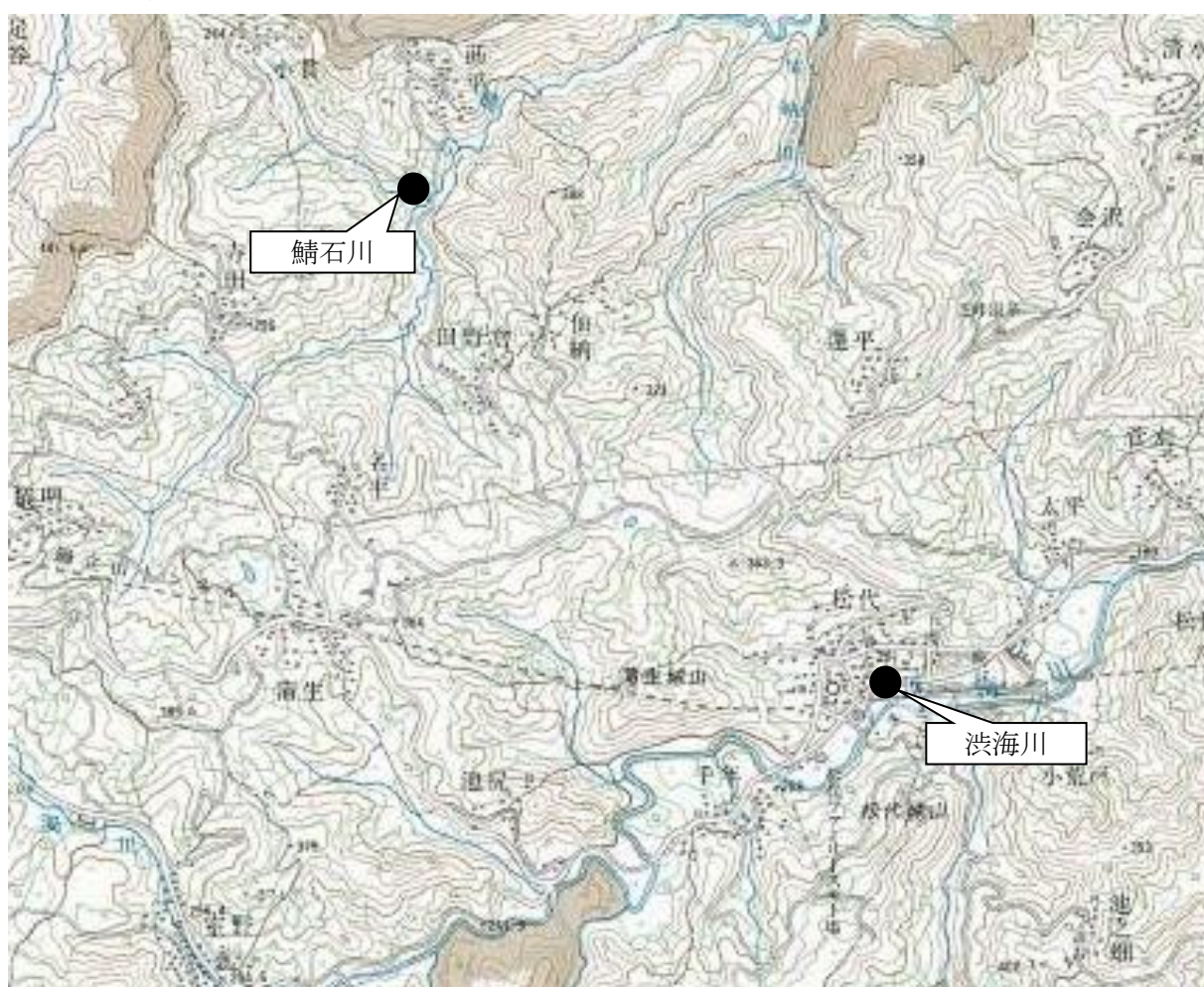
《川西地域》



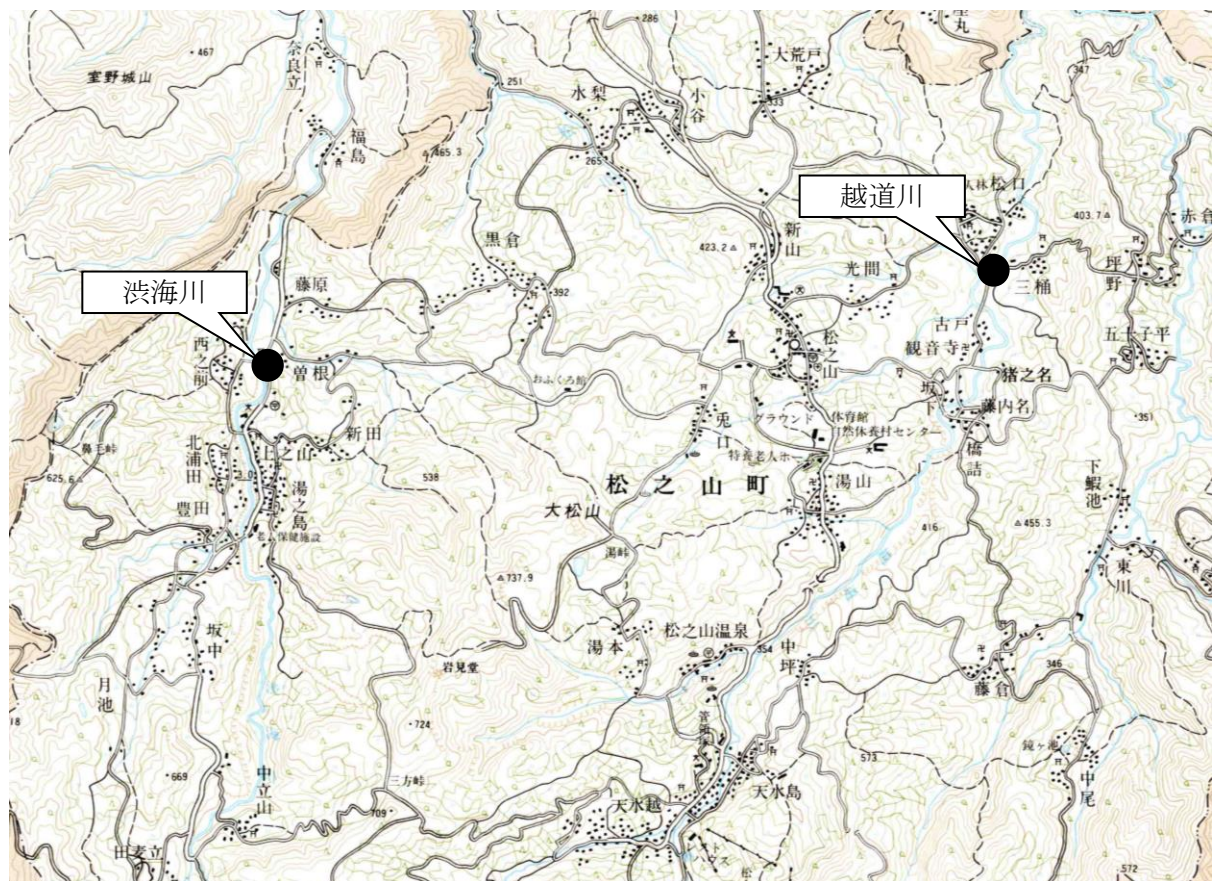
《中里地域》



《松代地域》



《松之山地域》



イ 生活排水(下水道)

当市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業をそれぞれの地域に合わせて実施することによって污水处理を推進しています。

なお、当市の平成 30 年度末の污水处理人口普及率は 94.6%で、全国(91.4% H30 年度末)、県(87.8% H30 年度末)平均より大きく上回っています。

表2-11 年度末の污水处理人口普及率

(単位: %)

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排 水	合併処理浄化 槽	計
十日町地域	100.0	100.0	100.0	41.0	96.5
川西地域	—	100.0	100.0	76.1	99.0
中里地域	—	100.0	—	49.0	92.3
松代地域	—	100.0	100.0	43.2	76.2
松之山地域	—	100.0	—	54.4	78.0
十日町市	100.0	100.0	100.0	46.8	94.6

※各処理計画区域内の普及率、計は全体。上下水道局調べ

ウ 生活排水(し尿)

し尿は、十日町・川西・松代地域は十日町市し尿前処理センター、中里・松之山地域は津南地域衛生施設組合のし尿処理場で処理しています。

下水道の普及並びに山間地等の人口減少が進んでいるため、し尿処理量は年々減少しています。

表2-12 し尿処理

(単位:kℓ)

内訳・地域		H26	H27	H28	H29	H30
し尿	十日町	2,254	2,162	1,964	1,923	1,738
	川西	200	165	149	139	130
	中里	709	701	604	593	587
	松代	505	491	444	429	403
	松之山	298	316	279	267	260
	計	3,966	3,835	3,440	3,351	3,118
浄化槽汚泥	十日町	4,954	4,814	4,545	4,511	4,573
	川西	2,002	2,124	1,919	1,961	1,864
	中里	744	761	730	708	594
	松代	1,178	1,147	1,120	1,134	1,203
	松之山	881	906	860	788	905
	計	9,759	9,752	9,174	9,102	9,139

エ 川西有機センターの排水

表2-13 川西有機センター排水水質測定結果

採水日	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	全窒素 (mg/L)
水質汚濁防止法による 一般排水基準	5.8~8.6	160 以下	200 以下	3,000 以下	120 以下
8/29	6.6	57	80	8,400	5.9
平成 29 年度(8/30)	6.8	26	10	4,800	1.8

(4)騒音・振動

ア 環境騒音調査

毎年、環境騒音(住宅地中心)及び自動車騒音(道路に面した地域)の測定を行っております。アンダーラインは環境基準値を超えたものです。平成 30 年度は、10 月 15 日・16 日の 24 時間(環境騒音・自動車騒音)で測定しました。

なお、振動についての測定は行っていません。(カッコ内は前年度の数値)

表2-14 環境騒音及び自動車騒音測定結果

(単位:デシベル)

地域の類型		調査地点	昼間	夜間	主な発生源
一般地域	A	南新田町 3 丁目	48 (49)	40 (37)	自動車音、自然音
		西本町 2 丁目	50 (49)	41 (41)	自動車音、自然音
	B	四日町第 2	47 (<u>58</u>)	39 (37)	自動車音、自然音
		川治下町第 2	52 (50)	43 (42)	自動車音、自然音
	C	田中町本通り	45 (48)	42 (37)	自動車音、自然音
		高田町 6 丁目	54 (50)	42 (41)	自動車音、自然音
道路に面する地域	B	2車線 稲荷町3丁目	<u>66</u> (64)	54 (52)	自動車音
		2車線 寿町 3 丁目	64 (64)	55 (52)	自動車音
	幹線道路	2車線 西本町 3 丁目	64 (63)	54 (52)	自動車音
		2車線 本町 1 丁目上	70 (68)	65 (64)	自動車音
		2車線 本町5丁目	70 (68)	65 (63)	自動車音

＜環境基準値＞ 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

＜環境基準値＞ 道路に面する地域

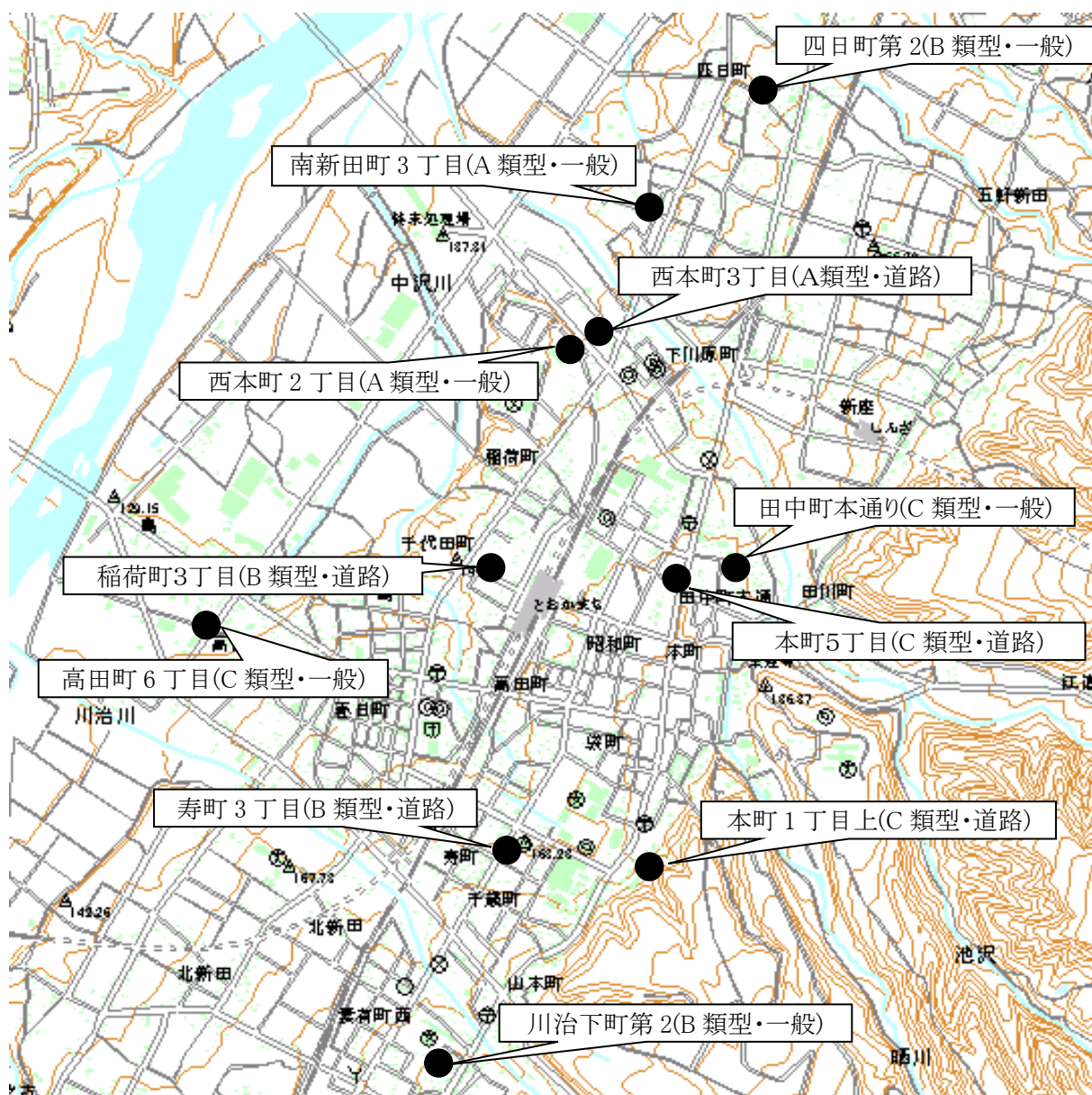
(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 2車線以上	60 以下	55 以下
B 2車線以上 C 1車線以上	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路 に近接する空間	70 以下	65 以下

※目安として、50 デシベルは静かな事務所、60 デシベルは普通の会話、70 デシベルはデパートの中くらいの音となります。

環境騒音・自動車騒音測定箇所

「一般」は一般地域、「道路」は道路に面する地域



(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時まで、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 6 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全に円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 7 計測方法及び数値は等価騒音レベル (Leq) とする。

イ 特定施設と特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)で指定された地域内(十日町・川西地域の中心部)で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置する場合、又は建設作業を行う場合には、届出が必要です。

A 騒音・振動に関する特定施設数

表2-15 騒音・振動に関する特定施設数

(平成 31 年3月 31 日現在)

施 設 の 種 類	騒音規制法	県条例(騒)	振動規制法	県条例(振)
金 属 加 工 機 械	19	128	1	0
空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	118	73	38	44
土 砂 破 砕 機	1	0	0	0
織 機	325	70	286	0
建 設 用 資 材 製 造 機	2	0	0	0
木 材 加 工 機 械	52	186	0	0
印 刷 機 械	6	0	1	0
射 出 成 型 機	6	0	5	0
バ ー ナ ー	0	60	0	0
電 気 炉	0	5	0	0
遠 心 分 離 機	0	43	0	3
ス チ ー ム ク リ ー ナ ー	0	17	0	0
ポ ン プ	0	82	0	73
集 塵 機	0	22	0	0
冷 凍 機	0	74	0	0
ク ー リ ン グ タ ワ ー	0	27	0	0
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等	0	0	0	4
計	529	787	331	124

B 特定建設作業届出数

表2-16 特定建設作業届出数

年 度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
騒音規制法	9	2	4	2	3
振動規制法	3	0	1	0	2
県条例(騒音)	0	0	3	2	0
県条例(振動)	0	0	0	0	0
計	12	2	8	4	5

(5) 悪臭

悪臭防止法及び県条例で指定された地域内(十日町・中里地域の中心部及び川西地域の東部地域)では、すべての事業所が規制対象になります。悪臭は、野焼きなど生活に関連するものや豚糞、きのこの廃菌床などの農業系、塗装業などの事業系のものなど様々なうえに、感覚の個人差もあって、苦情対応を難しくしています。

ア 養豚場の排水・臭気

十日町地域及び川西地域では、養豚場からの悪臭が 20 年以上にわたって問題となってきました。特に、川西地域の 3 養豚場は規制区域内にあり、養豚場の排水・臭気を毎年測定し、継続監視をしています。測定日は、水質が平成 30 年8月8日、臭気の第 1 回が7月 19 日、臭気の第 2 回が8月 22 日です。

また、平成 26 年度から規制区域外ですが、十日町地域の 2 養豚場の臭気も測定することになりました。測定日は、川西地域と同日です。臭気測定については、29 年度より午後、夕方の時間帯を追加しました。

表2-17 臭気測定結果(十日町地域)(アンダーラインは基準値超過)

区分	調査項目	基準値・単位	水 沢			下 条		
			午前	午後	夕方	午前	午後	夕方
一回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	℃	31.5	34.3	27.5	30.0	33.7	28.1
	相対湿度	%	64	61	75	66	65	72
	風向き	—	北西	北西	静穏	北西	北西	静穏
	風速	m/s	1 未満	1 未満	静穏	1.5	1.5	静穏
	臭気指数	規制区域外	10 未満	10 未満	<u>16</u>	10 未満	10 未満	10 未満
二回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	℃	34.4	35.8	29.6	33.0	35.5	27.0
	相対湿度	%	52	46	78	57	55	84
	風向き	—	静穏	静穏	静穏	静穏	西	静穏
	風速	m/s	静穏	静穏	静穏	静穏	1.5	静穏
	臭気指数	規制区域外	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満

※ なお、十日町地域での臭気指数の指導支援目標値としては10を採用しているが、環境省の示した養豚業の臭気指数と臭気強度の関係を十日町地域に当てはめると12(第1種区域)/15(第2種区域)/18(第3種区域)となります。

※ ※ 臭気の測定は風下側敷地境界。

臭気測定結果(川西地域) (アンダーラインは基準値超過)

区分	調査項目	基準値・単位	千手			上野			橘		
			午前	午後	夕方	午前	午後	夕方	午前	午後	夕方
一回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	℃	31.0	32.0	26.0	31.0	33.8	29.5	30.1	32.0	28.1
	相対湿度	%	59	65	75	64	57	67	67	63	72
	風向き	—	北西	北西	静穏	北	北西	北西	北西	北西	北西
	風速	m/s	1 未満	1.5	静穏	1 未満	1 未満	1.5	1.5	1	1 未満
	臭気指数	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>15</u>	10 未満	10 未満	10 未満
二回目	天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	℃	32.8	35.0	28.6	35.0	36.0	28.0	34.0	35.1	28.0
	相対湿度	%	57	54	84	55	41	71	55	50	74
	風向き	—	北	北	静穏	北西	静穏	静穏	北西	北西	静穏
	風速	m/s	1 未満	1	静穏	1.5	静穏	静穏	1	2	静穏
	臭気指数	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	<u>11</u>	<u>17</u>	<u>15</u>	10 未満	10 未満	10 未満

排水測定結果(川西地域) (アンダーラインは基準値超過)

調査項目	基準値・単位	千手	上野	橘
水温	℃	25.1(26.6)	20.6(17.8)	23.5(23.3)
pH	5.8 以上 8.6 以下	7.0(6.7)	6.8(7.0)	8.0(8.1)
BOD	100mg/ℓ以下	12.0(7.8)	22(31)	<u>110</u> (52)
COD	160mg/ℓ以下	22(21)	58(46)	100(52)
SS	100mg/ℓ以下	54(45)	53(33)	68(30)
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	34(11)	180(580)	<u>9,400</u> (1,200)
透視度	cm	9(11)	6(9)	3(8)

※()は前年度の数値

※排水基準は信濃川水域の畜産農業に係る基準

イ 川西有機センターの臭気

表2-18 川西有機センターの臭気測定結果

調査項目	基準値・単位	H30 第1回 (H30.7.19)	H30 第2回 (H30.8.22)	H29 第1回 (H29.8.2)	H29 第2回 (H29.8.31)
天候	—	晴	曇	晴	晴
気温	℃	30.7	34.0	28.9	20.5
相対湿度	%	64	52	69	86
風向き	—	北西	北	北	北
風速	m/s	1	1.5	1 未満	1 未満
臭気指数	12 未満(第2種区域)	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満

(6) 放射性物質(放射能)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が津波被害を受け、それにより放出された放射性物質(放射能)が東日本を中心に拡散し、各地の大気や土壌の観測が行われるようになりました。

十日町市では、平成 23 年 7 月から市内の公共施設や小中学校などで定期的に空間放射線量を測定しています。平成 30 年度も測定を行いました。いずれの場所も国際放射線防護委員会(ICRP)の年間被ばく限量(1mSv)の時間換算値(0.19 μ Sv/h)を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰(飛灰)から、100Bq/kg(放射性セシウムのクリアランスレベル)を超える放射性物質が検出されることがあるため、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、処理を委託しています。

焼却灰の検査は毎月実施し、平成 30 年度の最高値は、5 月測定の 85Bq/kg となり数値は徐々に減少しています。

なお、測定結果は、前年度も含め市のホームページで最新の結果を公開しています。
※クリアランスレベル:放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの。

表2-19 放射性物質(放射性セシウム 134・137 合計)測定結果 (単位:ベクレル/kg)

エコクリーンセンター(ごみ焼却場)			霧谷管理型処分場(最終処分場)		
検体採取年月日	飛灰	主灰	検体採取年月日	測定対象	測定結果
H30. 4. 27	67	検出しない	H30. 5. 30	放流水	検出しない
H30. 5. 29	67	18	H30. 6. 27	放流水	検出しない
H30. 6. 27	67	17	H30. 7. 25	放流水	検出しない
H30. 7. 24	29	検出しない	H30. 8. 29	放流水	検出しない
H30. 8. 24	38	検出しない	H30. 9. 26	放流水	検出しない
H30. 9. 22	23	11	H30. 10. 24	放流水	検出しない
H30. 10. 23	30	検出しない	H30. 11. 12	放流水	検出しない
H30. 11. 27	29	検出しない			
H30. 12. 20	なし	検出しない			
H31. 1. 24	検出しない	検出しない			
H31. 2. 21	検出しない	検出しない			
H31. 3. 21	検出しない	検出しない			

(7)公害苦情件数

近年の公害苦情の特徴として、野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。

表2-20 年度別公害苦情件数

年 度	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
件 数	68 件	50 件	70 件	49 件	54 件

表2-21 公害苦情件数

都市計画用途区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
住 居 地 域	2 (1)	3 (8)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (1)	- (2)	1 (-)	7 (13)
近 隣 商 業 地 域	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
商 業 地 域	- (-)	2 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)
準 工 業 地 域	1 (3)	1 (2)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	4 (6)
工 業 地 域	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)
そ の 他 の 地 域	12 (3)	17 (17)	- (-)	2 (1)	- (-)	- (1)	2 (-)	6 (2)	1 (-)	40 (24)
都市計画区域外	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (4)	- (-)	- (4)
計	16 (7)	23 (29)	- (-)	3 (2)	1 (-)	- (1)	3 (2)	6 (8)	2 (-)	54 (49)

※()は、前年度の数値

3 廃棄物の現状

(1) 廃棄物処理施設

ア ごみ焼却施設

ごみの焼却処理は十日町市高田町 6 丁目地内にあるエコクリーンセンターで行っています。基幹改良工事を終え、24 時間運転が可能となり、平成 28 年度から中里・松之山地域のごみの処理を行っています。処理能力は、135t/日です。

イ 最終処分施設

埋立てのごみ処理は十日町市霧谷地内にある一般廃棄物管理型処分場で行っています。全面に遮水シートを二重に敷設し、高度処理設備による浸出水の処理を行っています。残余年数は霧谷が令和2年3月 31 日までのごみの処理となっています。

ウ し尿処理施設

し尿処理は、十日町・川西・松代地域のし尿は十日町市西本町 3 丁目地内にあるし尿前処理センターで、中里・松之山地域のし尿は津南町下船渡地内にある津南地域衛生施設組合し尿処理場で行っています。

処理能力は、し尿前処理センターが 49 kl/日、し尿処理場が 65 kl/日です。

(2) ごみの排出量

市民一人当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、リサイクル率の向上を目指しています。

表2-22 ごみ排出量とリサイクル率

(単位:トン)

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物								排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			紙 類	鉄・ アルミ 類	白 色 ペ ット ボ ト ル レ ー	プ ラ ス チ ック	ガ ラ ス び ん	廃 食 用 油	生 ご み	再 埋 立 て ご み 再 生 資 源 物	計	
H26 年度	12,999	666	2,179	294	162	200	391	414	150	3,790	17,455	21.7%
H27 年度	12,974	711	2,223	287	153	201	380	458	139	3,841	17,526	21.9%
H28 年度	13,952	660	2,144	298	181	229	400	424	147	3,823	18,435	20.7%
H29 年度	13,940	635	2,037	300	165	243	368	409	187	3,709	18,284	20.3%
H30 年度	13,681	791	1,898	297	165	231	344	393	45	3,373	17,845	18.9%

※H27 年度以前は、十日町、川西、松代地域分の数値

H28 年度以降は、中里、松之山地域を含む十日町市全域分の数値
(資源物は、拠点回収による古着、小型家電を除く数値)

表2-23 ごみ排出量とリサイクル率（中里・松之山地域分）

（単位：トン）

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物						排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			鉄・ アルミ 類	空 き ビン	空 き 缶	古 紙	ト ペ ット ボ トル	計		
H25 年度	2,223	45	72	81	38	252	17	460	2,728	16.9%
H26 年度	2,148	49	72	69	37	232	20	430	2,627	16.4%
H27 年度	2,429	55	135	69	29	249	10	492	2,976	16.5%

※H28 年度より中里、松之山地域のごみ処理は十日町市に統合されたため、表 2-22 にて合算処理

(3) 資源ごみの分別収集

ごみの減量と再資源化を促進するために、十日町・川西地域では平成 7 年度から資源ごみの分別収集を実施しています。

平成 7 年度から「鉄・アルミ類、紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・チラシ）」を、平成 9 年から「牛乳パック」を、平成 12 年度からは「ペットボトル・白色トレイ・カップ麺容器」をそれぞれ収集しています。また、平成 13 年度から「ガラスびん」と「プラスチック類」の分別収集を開始し、紙類の分別収集品目を拡大しました。

平成 28 年度から中里・松之山地域の資源ごみも収集しており、現在は、16 分別（①新聞紙 ②ダンボール ③牛乳・ジュースパック ④チラシ ⑤雑誌・その他の用紙類 ⑥紙箱 ⑦鉄・アルミ ⑧ペットボトル⑨白色トレイ・カップ麺容器 ⑩プラスチック類 ⑪無色のガラスびん ⑫茶色のガラスびん ⑬その他の色のガラスびん ⑭燃やすごみ ⑮埋立てごみ ⑯使用済乾電池類）となっています。

(4) ごみ処理手数料

当市では、ごみの減量と最終処分場の延命化を図るために、平成 13 年 7 月 1 日から燃やすごみ・埋立てごみの指定袋による有料化と、自己搬入ごみの価格改定を行いました。

表2-24 燃やすごみ・埋立てごみ、自己搬入ごみ処理手数料

指定袋		平成 19 年 4 月 1 日以降(最新版)			
大	50 リットル	10 枚	500 円	(1枚 50 円)	※消費税相当額別途
中	30 リットル	10 枚	300 円	(1枚 30 円)	※消費税相当額別途
小	15 リットル	10 枚	150 円	(1枚 15 円)	※消費税相当額別途
極小	5 リットル	10 枚	100 円	(1枚 10 円)	※消費税相当額別途 (平成 21 年 6 月 1 日使用開始)
自己搬入燃やすごみ		燃やすごみ・埋立てごみの区分ごとに ・50kg まで 350 円 (平成 19 年 4 月 1 日改正) ・50kg 超は 10kg ごとに 70 円加算 ※搬入はエコクリーンセンター			
自己搬入埋立てごみ					

(5) 古着回収事業

平成 26 年 10 月から古着の回収を資源物ストックヤードで開始しました。
一般家庭から出される再利用可能な衣類を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものです。
平成 30 年度は 9.26t の古着が回収され、資源化の量は徐々に増えています。

(6) 小型家電品回収事業

平成 29 年 5 月から小型家電品の回収を(エコクリーンセンター受付)で開始しました。
一般家庭から出される小型家電品を回収することで、埋立て処分場の負担軽減や、適正に処理が可能な業者に売却することで、資源の有効活用を図るものです。
平成 30 年度は 1.05t の小型家電品が回収されました。

第3章 環境保全のための施策等

1 総合的施策

(1) 十日町市住みよい環境づくり条例

現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である、緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例を制定しています。

これは、平成 17 年 4 月 1 日の合併を機に、旧十日町市の環境基本条例を見直し、新規に制定したものです。

(2) 第二次十日町市環境基本計画

十日町市環境基本計画は、上記条例第7条に基づいて策定される、市全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱です。

当初計画の計画期間の終了にともない、新たに第二次計画を策定しています。計画期間は平成 28 年度(2016 年)から令和7年度(2025 年)までの 10 年間です。

当計画が目指す環境像は、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」で、当初計画から継承しています。

また、(1)人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり、(2)安心して暮らせる生活環境づくり、(3)心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり、(4)環境に負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり、(5)一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくりを目標とし、行政・市民・事業者が協働して取り組んでいくこととしています。

(3) 十日町市住みよい環境づくり審議会

十日町市住みよい環境づくり条例第 22 条に基づき、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する機関として、十日町市住みよい環境づくり審議会を設置しています。

委員の任期は 3 年で、分野ごとに 14 人の委員が選出されています。

(4) 十日町市民環境会議

十日町市環境基本計画に基づく環境保全活動を推進する目的で、平成 20 年 8 月に十日町市民環境会議が設立されました。

市が直面する環境課題に市民、団体、事業者、行政が協働で取り組むもので、9個人、4団体、27 事業所が参加して、4 つの部会(自然環境保全部会、再生可能エネルギー利活用部会、地球温暖化対策部会、ごみ減量・レジ袋削減部会)に分かれて日常的な環境保全活動に取り組んでいます。

(5) 十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員

十日町市環境衛生推進協議会は、住民自らの手による公衆衛生の実践活動、啓発活動を通じて、地域住民の健康保持増進と生活環境の健全化を推進し、住みよい郷土を作るために組織された会です。旧市町村単位の分会活動を、運営委員が中心となり展開しています。

また、環境衛生推進員(各町内 1 人委嘱)が中心となって、クリーンステーションの管理や町内清掃などの環境衛生、美化活動を行っています。

(6)十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)

この計画は、低炭素社会の実現に向け、バイオマスの着実な活用を推進するために、これまでの「十日町市バイオマスタウン構想」(平成 21 年 2 月公表)をさらに発展させ、「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 28 年 10 月に国から「バイオマス産業都市」として認定を受けました。これに伴い、バイオマス活用推進基本法第 21 条第 2 項に規定する「市町村バイオマス活用推進計画」として位置づけ、「十日町市バイオマス活用推進計画」として策定したものです。この計画に基づき、バイオマスの利用促進を図っていきます。

(7)十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

平成 28 年度、第二次十日町市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野についての具体的な取組を示す行動プランとして位置づけ、市民・事業者・市が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策(温室効果ガス排出量抑制)を推進していくことを目的とした「十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、この計画に基づき地球温暖化対策に取り組んでいます。

基準年度としている平成 25(2013)年度において、十日町市全域から排出された温室効果ガス 333.6 千 t-CO₂ を令和 7(2025)年度末までに 43%削減することを目標としています。

(8)再生可能エネルギー活用設備の普及

再生可能エネルギーの導入は、石油などの化石燃料の消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができます。

再生可能エネルギーの活用による、地球温暖化対策を推進するため、住宅に自然エネルギーを利用した機器及び設備を設置する経費の一部を補助しています。

平成 20 年度からは、木質ペレットストーブ購入費補助事業を、平成 22 年度からは、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を設けています。また、平成 26 年度からは地中熱利用システム設置補助を追加し、平成 30 年度からは木質ペレットストーブに薪ストーブも対象として追加しました。

また、住宅への設備導入支援と併せて、公共的な施設についても、太陽光発電設備、木質バイオマス活用設備、地中熱利用設備等を積極的に導入しています。市民と行政が一体となって再生可能エネルギーを活用し、CO₂ 削減と循環型社会の実現を目指します。

表3-1 再生可能エネルギー活用促進補助事業実績(カッコ内は前年度の数値)

区分	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
太陽光発電	5 (6)	2,764,000 (3,550,000)	1kw 当たり 15 万円 限度額 60 万円
木質バイオマス ストーブ等	22 (12)	3,249,000 (1,785,000)	設置経費の 1/3 限度額 15 万円
地中熱利用	1 (2)	800,000 (1,600,000)	設置経費の 1/3 限度額 80 万円

表3-2 公共施設への再生可能エネルギー活用設備導入実績

年度	設置場所	設備種別	数量
H21 年度	市役所他 8 か所	ペレットストーブ	16 台
	西保育園	ペレットストーブ	1 台
	千手温泉千年の湯	温泉熱利用ヒートポンプ	2 基
H22 年度	湯処よーへり	ペレットストーブ	2 台
	ミオンなかさと	ペレットボイラー	2 台
		太陽光発電システム	一式
	上野保育園	地中熱ヒートポンプ	一式
H24 年度	水沢保育園他 5 か所	ペレットストーブ	6 台
	十日町小学校	太陽光発電システム	一式
H25 年度	下条小学校	太陽光発電システム	一式
	松代小学校	太陽光発電システム	一式
	中里体育館	太陽光発電システム	一式
	ゆくら妻有	温泉熱利用ヒートポンプ	1 基
H27 年度	下条温泉みよしの湯	ペレットボイラー	1 台
		バイナリー発電機	1 台
	消防本部庁舎	地中熱利用ヒートポンプ	一式
		太陽光発電システム	一式
	エコクリーンセンター	バイナリー発電機	1 台
H28 年度	市役所 松之山支所	ペレットボイラー	1 台
		バイナリー発電機	1 台
H29 年度	きらきら西保育園	下水熱利用ヒートポンプ	一式
	越後妻有文化ホール段十ろう	太陽光発電	一式
H30 年度	市道島坂ノ下線	下水熱利用ヒートポンプ	一式

(9)エコポイント事業

平成 22 年 7 月から、エコ活動に楽しく参加できる十日町市エコポイント事業を開始しました。エコポイントは、スーパー等でレジ袋を断る(1P)、使用済み天ぷら油を回収場所に出す(2～3P)、職場でノーマイカーデーに取り組む(3P)、環境学習やボランティア活動に参加する(5P)などで付与されます。エコポイントカード(1 枚 20P)は、集めた枚数に応じてトイレトペーパーやバイオマスプラスチック製ごみ袋などのエコ商品と交換できます。

平成 30 年 6 月末で、スーパー等でレジ袋を断ることで付与されていたエコポイントは終了しました。

平成 30 年度～令和2年度の3年間実施予定で節電エコポイントがスタートしました。平成 30 年度は、7～9月で実施しました。節電目標値達成で、節電エコポイントカードが付与されます。

表3-3 十日町エコポイント事業実績(カッコ内は前年度の数値)

交換商品名 (カードの必要枚数)	延べ利用人数	延べ交換枚数	備 考(交換品の内容)
トイレトペーパー(1)	6,826(4,505)	21,357(12,655)	トイレトペーパー2個入り
バイオマス プラスチック製ごみ袋(3)	12,019(15,390)	75,459(72,924)	大5枚、中6枚、小 10 枚 いずれか1袋
ペレット燃料(5)	19(21)	250(250)	10kg 入り1袋
温泉入浴券(利用施設の 料金に応じた枚数)	3,164(3,154)	20,722(18,815)	カード 1 枚 100 円換算
廃油せつけん(1)	－(72)	－(136)	平成 29 年度で終了
再利用封筒(1)	45(6)	91(7)	長型3号または4号 10 枚入り
アクリルたわし(1)	103(21)	212(32)	2個入り
計	22,176(23,169)	118,091(104,819)	

(10)環境保全協定

企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。締結事業所数は、12 事業所となっています。

表3-4 協定締結事業所数

業 種	事業所数(十日町地域)	事業所数(川西地域)	計
建設	-	-	
ゴム・皮革	2	-	2
産業廃棄物処理・処分場	6	1	7
ゴルフ場	2	-	2
その他(有機センター)	-	1	1
計	10	2	12

※中里・松代・松之山地域はありません。

(11)新潟県環境保全資金貸付制度

旧十日町市では、公害防止施設等改善資金貸付事業を行ってきましたが 17 年度に廃止し、県の融資制度の利用を勧めています。

この制度は、中小事業者が公害を除去し、または防止するための施設改善もしくは工場、事業場の移転に必要な資金を低利で貸し付けるもので、工場、事業場における公害対策を促進することにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

アスベストの除去や省エネ施設の設置、低公害車の導入などにも利用できます。

2 環境美化

(1)環境美化運動

十日町地域では、平成 9 年度から毎年 4 月 29 日の「昭和の日」に、十日町クリーン作戦を実施しています。

市内のさまざまな団体(約 30 団体)の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場として、400 人規模での大清掃を行っています。また、同日、多くの地域でも清掃活動を行っています。

表3-5 十日町クリーン作戦の実績（十日町地域のみ）（単位：人、kg）

年度	参加人数	燃やすごみ	埋立てごみ	資源物	回収量計
H26 年度	1,250	1,490	400	260	2,150
H27 年度	1,150	1,450	420	250	2,120
H28 年度	950	1,060	470	220	1,750
H29 年度	1,000	1,300	400	210	1,910
H30 年度	800	1,460	450	110	2,020

表3-6 他地域の環境美化運動（単位：人、kg）

地域	実施日	実施場所	参加団体	参加人員	回収量
川 西	4月 29 日 ほか	国道 252 号ほか	川西地域住民、環境衛生推進員ほか	99	200
中 里	4月 29 日 ほか	中里地域一円	中里地域住民、環境衛生推進協議会役員ほか	1,029	840
松 代	4月 29 日 ほか	国道 253 号ほか	松代地域住民、環境衛生推進員ほか	150	320
松之山	4月 29 日 ほか	松之山地域一円	松之山地域住民、環境衛生推進員ほか	750	650

(2)環境パトロール

当市は、十日町市環境衛生推進協議会と共同で、環境パトロールを年 2～3 回行っています。これは、河川や過去に不法投棄があった箇所、パーキングエリアなどをパトロールして、不法投棄の発見、看板の設置やごみの回収などを行っているものです。

また、希望する地域には、ごみの不法投棄禁止看板やポイ捨て禁止看板を配布しています。

(3)ごみ集積庫設置補助事業

当市では、クリーンステーションにごみ集積庫を設置する町内に対し、事業費の補助を行っています。平成 23 年度までは、新規も更新も補助額の上限は 7 万円でしたが、平成 24 年度から新規は上限 7 万円、更新は上限 5 万円となりました。

また、十日町市環境衛生推進協議会十日町分会、川西分会、松代分会では、既存のごみ集積庫を修繕する町内に対して、上限 2 万円の補助を行っています。

表3-7 過去5年間のごみ集積庫補助実績

(単位:基、円)

年 度	設置町内数		設置基数	事業費	補助金
H26 年度	新規	3	3	707,926	209,000
	更新	7	7	1,852,161	350,000
	修繕	15	17	1,614,413	328,000
H27 年度	新規	4	4	976,297	275,000
	更新	10	10	2,296,590	494,000
	修繕	23	23	2,146,686	427,000
H28 年度	新規	4	4	756,256	280,000
	更新	9	9	1,543,935	447,000
	修繕	12	19	1,783,132	353,000
H29 年度	新規	7	7	1,592,708	450,000
	更新	6	6	1,170,680	300,000
	修繕	13	19	1,546,867	365,000
H30 年度	新規	7	7	1,641,401	424,000
	更新	6	6	1,692,360	300,000
	修繕	15	19	2,365,378	380,000

※修繕は十日町分会、川西分会、松代分会の合計値(松代支所は、平成 30 年度実績なし)

(4)消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業

十日町地域においては、環境の美化と衛生保持の観点から、側溝蓋上げ機(1台)の貸し出しを無償で行っています。

川西地域においては、煙霧消毒機(四兼機)5 台を町内等に貸し出ししています。平成 30 年度は1町内等の利用がありました。

3 ごみ減量とリサイクル

(1) 廃食用油回収事業

平成 19 年 9 月から、一般家庭で不用となった天ぷら油などの廃食用油を回収し、軽油の代替燃料となるBDF(バイオディーゼル燃料)に再利用する事業がスタートしました。

現在、市内 22 箇所のガソリンスタンドと 11 箇所の公共施設で一般家庭の廃食用油の拠点回収が行われています。また、市内の小中学校や保育園の給食施設の廃食用油はBDF製造事業者が回収しています。

BDFは、軽油と比べ二酸化炭素や黒鉛の排出が少なく、酸性雨の原因とされる硫黄化合物もほとんど発生しない身体と地球にやさしいリサイクル燃料です。

平成 30 年度の廃食用油の回収量は、一般家庭 7,972 リットル、給食施設 7,250 リットルでした。

また、市ではワゴン車 1 台、マイクロバス 1 台で、BDF燃料 1,593 リットルを使用しました。

(2) 生ごみの堆肥化

川西地域では、平成 17 年 7 月から各家庭、給食センター、保育園の生ごみや有機未利用資源(きのこ廃菌床、粃殻、発酵豚糞)を収集し、堆肥化しています。

これは、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農林水産省の補助事業)を活用して建設された川西有機センター(委託先:川西有機センター管理組合)で行っているもので、堆肥散布は、バラ堆肥をフレコンパックに入れ、ほ場に運搬、機械で散布しています。袋詰め堆肥(15kg)は「ニューエコっぺ」という名で販売しています。

表3-10 川西有機センター搬入・生産実績

(単位:t)

年度	搬入量				堆肥 生産量	堆肥販売量			
	生ごみ	きのこ 廃菌床	発酵 豚糞	計		袋詰め	バラ堆肥	生産 組織	計
H26 年度	439	1,172	812	2,423	713	63	101	489	653
H27 年度	443	1,024	871	2,338	678	81	121	383	585
H28 年度	409	846	777	2,032	550	79	107	376	562
H29 年度	394	852	791	2,037	552	93	88	375	556
H30 年度	379	862	806	2,047	552	78	111	412	601

4 環境保全啓発

(1) 環境フェアの開催

住民参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指して、環境保全の重要性を認識するとともに環境問題への意識向上を図ることを目的として、10 月 14 日に第 19 回十日町市環境フェアを開催しました。

環境に優しいペレットストーブなどの製品やリサイクル品、エコ商品などの展示販売等のほか、古着回収などにも取り組みました。

(会場:キナーレ、来場者数約 1,500 人)

(2)環境講演会の開催

環境への意識を高めることを目的として、年 1 回開催しています。

第 18 回となる平成 30 年度は、平成 29 年度に引続き、当市と包括的連携協定を締結している長岡技術科学大学から「技術開発懇談会」開催の申し出があったことから、上記の環境フェアと同日に、一般市民向けの講演会としてクロステンで開催しました。

機械創造工学専攻の岡崎正和助教を講師に迎え、「新潟県自慢の資源を生活密着型の新資源に変換する途は無いのか？」と題してお話をいただきました。

表3-11 環境講演会実績

開催日	講 師	演 題	会 場（来場者数）
H25. 5. 8	ケンジ・ステファン・スズキ	自然エネルギーについて考えよう	千手中央コミュニティセンター(200 人)
H26. 5. 20	木 村 幸 弘	紙おむつのゴミを地球を救う燃料へ	情報館(80 人)
H27. 10. 27	岡 部 達 平	こどもたちの声から生まれたエコ ～体操服、ごみ箱に捨てずにリサイクルへ～	情報館(16 人)
H28. 6. 5	姫 野 修 司	これだけ採れる・使える下水熱、まだまだ作れるバイオマスエネルギー	クロステン(80 人)
H29. 6. 4	山 岸 郷 志	もみ殻を活かして、より豊かな地域へ	クロステン(80 人)
H30. 10. 14	岡 崎 正 和	新潟県自慢の資源を生活密着型の新資源に変換する途は無いのか？	クロステン(47 人)

(3)「森の学校」キョロロ

十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロは、雪の影響を強く受けた里山(雪里)の生物多様性やその恵みを活かした伝統文化を、地域住民をはじめ大学や企業など様々な主体と調査研究を進めながら、その成果を十日町市の里山の魅力や不思議として楽しく体験できる自然科学館です。合併前の平成 15 年に開館し、博物館活動に「等身大の科学」「住民皆科学者」「地域全体博物館」を掲げ、博物館を活用した地域の発信、協働の地域づくりを目指しています。

館に隣接する約 80ha の自然観察フィールドには、ブナ林、スギ林、草地や水辺など多様な環境が広がり、調査研究フィールドや様々な体験プログラムを提供する場ともなっています。自然科学分野の博士号を持つ学芸スタッフ(学芸員、研究員)が市民らと協働して得られた研究成果は、企画展の開催、各種講演会、体験ツアーガイドの育成、産官学が連携したブナを活かした新製品の開発などに活かされ、地域に根ざした博物館活動を実践しています。

平成 27 年度には、日本自然保護大賞(教育普及部門)を受賞し、平成 29 年度には経団連自然保護協議会より「生物多様性の本箱-みんなが生きものをつながる 100 冊-」の寄贈を受けるなど、地域の自然環境を活かした中山間地の地域づくりのモデルとしても注目されています。

5 地球温暖化対策

(1) 啓発活動

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。当市ホームページ内においても「地球温暖化対策」のページを設け、情報発信するとともに、環境フェアや環境講演会などでも積極的に意識啓発を図っています。

また、温暖化による身近な動植物への影響を調べるため、川西支所では、平成12年から桜の開花調査を行っています。

表3-12 桜の開花日(千手小学校校庭 樹木番号 12-1237)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
川 西	4/23	4/17	4/14	4/17	4/20	4/6	4/18	4/2
東 京	3/28	3/31	3/16	3/25	3/23	3/21	3/21	3/17

※東京は気象庁HPより

(2) 市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

平成28年度に「第3期 十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、この計画に基づき市役所(一事業者)としての地球温暖化対策に取り組んでいます。

市役所は、大規模な事業者であり、事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するとともに、事務経費削減にもつながります。また、行政の率先的な取組によって市民・事業者の自主的かつ積極的な取組の促進を図ることも目的としています。

基準年度としている平成25(2013)年度において、市役所の事務・事業によって排出された温室効果ガス24,976t-CO₂を令和2(2020)年度末までに12%削減することを目標としています。

平成30年度の温室効果ガス排出量は21,899t-CO₂(※)となり、基準年としている平成25年度と比較して3,077t-CO₂(約12.3%)の削減となりました。

(※) 現時点では、平成29年度実績の「電気事業者別排出係数(H30.12.27 環境省・経済産業省公表)」を使用し算定しているため、暫定値となります。これは、平成30年度実績の当該排出係数の公表が、令和元年12月中下旬頃となるためです。

(3) 次世代自動車充電インフラ整備

電気自動車は、走行中に二酸化炭素などの温暖化効果ガス・大気汚染物質等の排出をしないため、環境に優しい車とされています。当市では、地球温暖化対策の一環として、電気自動車の充電に必要な急速充電器を市内2カ所に設置し、平成26年11月20日に通電式を開催し、充電サービスを開始しました。

設置した急速充電器は、およそ30分で充電できます。さらには蓄電池内蔵型で、災害時には非常用電源としても活用できます。

表3-13 急速充電器利用実績(カッコ内は前年度の数值)

設置箇所	利用回数(回)	維持管理経費(円)	維持管理経費内訳
ユ ー モ ー ル	717 (704)	959,359 (926,213)	電気料、保守点検委託料 通信費、火災保険料
道の駅まつだい ふるさと会館	399 (262)	895,047 (861,967)	
計	1,116 (966)	1,854,406 (1,788,180)	左記内訳: 支援金 1,009,882 円 一般財源 844,524 円

(4) 二酸化炭素(CO2)排出削減事業

十日町市と市内中小企業がバイオマスエネルギー等の導入により削減した二酸化炭素排出量をJ-クレジット制度により、排出量取引を活用した地球温暖化対策を実施しています。認証されたクレジット(二酸化炭素排出削減量)は、環境配慮に熱心なソニー株式会社と排出量取引を行っています。

表3-14 二酸化炭素排出削減量実績

クレジット認証対象期間	事業主体	二酸化炭素排出削減量	総事業費
平成 28 年 11 月 1 日 ～ 平成 30 年 8 月 31 日	ミオンなかさと	557t-CO2	601,560 円

6 当間高原リゾート環境監視委員会

(1) 当間高原リゾート環境監視委員会

珠川地内でのリゾート開発及び事業活動による公害を未然に防止するため、当間高原リゾート環境監視委員会が監視を行っています。委員会は、3 月の水質検査の結果が確定した年度末に開催しています。

(2) 環境監視委員会による水質検査結果

当間高原リゾート環境監視委員会では、委員の立会いのもと、年 6 回、当間高原リゾートエリア及びその下流に位置する集落で農薬項目と一般項目である BOD などの水質検査を実施しています。

表3-15 水質検査結果

検査地点		検査項目	検査回数	検査項目数 (農薬成分数)	検査結果
調整池	A-2 調整池	一般	1	4	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	5	(3)	〃
	I-1 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	5	(3)	〃
	第4 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	5	(3)	〃
河川	当間川 下流	一般	2	11	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	2	(12)	〃
	水沢川	一般	2	11	〃
		農薬	2	(12)	〃
	市の沢川	一般	2	11	〃
		農薬	2	(12)	〃
地下水	水沢水源	一般	1	13	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	4	(12)	〃
	馬場水源	一般	1	13	〃
		農薬	4	(12)	〃
	珠川地内 井戸	一般	1	13	〃
		農薬	4	(3)	〃
	リゾート内 調査水源	一般	1	13	水素イオン濃度の水質目標値の範囲外が1回あった。
		農薬	4	(3)	すべて監視(管理)基準値以下であった。

第4章 動物の保護と管理

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

当市では4月と5月に狂犬病の予防定期集合注射を行っており、新規登録申請はその会場で受け付けています。集合注射終了後は、市が登録と注射業務を委託した動物病院で行うことになります。

表4-1 犬の登録数、新規登録及び狂犬病予防注射件数

	犬の登録数	犬の新規登録		狂犬病予防注射	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
H26 年度	2,086	113	339,000	2,042(1,509)	1,123,100
H27 年度	2,041	127	381,000	1,974(1,427)	1,085,700
H28 年度	1,962	101	303,000	1,898(1,360)	1,043,900
H29 年度	1,878	85	252,000	1,787(1,292)	982,850
H30 年度	1,762	100	300,000	1,703(1,185)	936,650

※()は、定期集合注射会場での注射件数

2 動物とのふれあい事業

平成30年9月30日、珠川地内ベルナティオ特設芝生広場において「2018 わんわん運動会 in ベルナティオ」、「2018 動物愛護推進大会 in とおかまち」を開催予定でしたが、台風の影響により、「わんわん運動会」は中止となりました。「動物愛護推進大会」は当間多目的グラウンド会議室にて長寿犬猫の表彰が行われました。

このイベントは、毎年9月20日から26日までの動物愛護週間にちなんだ行事で、「動物を愛護する」、「適正な飼育についての関心・理解を深める」、「他の生命を認め尊ぶ」ことの普及啓発を目的としています。

3 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は、むやみに捕獲したり殺したりすることは鳥獣保護法により禁止されています。ただし、農作物に被害を与える場合や生活環境等を著しく悪化させる場合は、市(県)に申請することにより許可される場合があります。平成30年度の捕獲許可件数は15件となっています。